

⇨ 親族に支払う給与の取扱い

Q : 私はこのたび、商売を始めることとしました。家族に給与を支払う場合の取扱いがややこしいと聞きました。どのようになっているのですか？

A : 生計が一かどうかや白色申告か青色申告かによって取扱いが違います。

【解説】

親族に支払う給与の取扱いは、生計が一かどうか、白色申告か青色申告かによって次のように取扱いが違います。

[生計が一の場合]

- ① 白色事業専従者に該当する場合
次のいずれか低い金額が必要経費としてみなされます。
 - イ. 配偶者86万円、配偶者以外1人50万円
 - ロ. 事業所得の金額(事業専従者控除前)÷(専従者の数+1)
- ② 青色事業専従者に該当する場合
青色事業専従者給与として届け出た金額のうち、労務の対価として相当と認められる金額は必要経費になります。
- ③ 事業専従者(6ヶ月超の期間、事業に従事する者で年末現在15歳以上の者)以外支払った給与は、必要経費になりません。また、給与を受取った親族の所得にもなりません。

[生計が別の場合]

生計を別にする親族に支払う給与は、その額が労務の対価として相当と認められる限り必要経費になります。

